

## 杉亨二のDNAを引き継いだ国勢調査 —国勢調査に係る統計史料を訪ねて【その3】

奥積 雅彦（総務省統計図書館）

令和2年（2020年）に実施する第21回国勢調査は、大正9年（1920年）の第1回国勢調査から100年目に当たり、令和元年10月には実施本部の設置が予定されるなど、いよいよ本格的に始動します。これに関連して、杉亨二と国勢調査についてのトピックスを紹介します。

### 1 はじめに

明治35年（1902年）に国勢調査ニ関スル法律が公布され、明治38年に我が国で初めて国勢調査を行うこととされましたが、明治37年に日露戦争が勃発し、その影響で明治38年の法改正により、国勢調査の実施年は、勅令に委任され、事実上、延期されることになりました。国勢調査の必要性を訴求してきた関係者は、明治43年の実施を目指したものの実現せず、同年5月に国勢調査準備委員会が内閣に置かれるにとどまりました。当該委員会において杉亨二委員から出された意見を1点<sup>1</sup>だけ紹介します。

国民の総数を重複なく遺漏なく確実に調査するは  
スタチスチック家の極めて困難とするところの事業にして  
心身を労すること甚だ多し

すぎこうじ  
杉亨二（1828～1917）<sup>2</sup>



日本の近代統計学の先駆者。父泰輔、祖父敬輔は医者。10歳の頃、孤児となり、時計師上野俊之丞の経営する上野舶来店へ奉公するなどした後、緒方洪庵、杉田成卿、勝海舟等の門下で蘭学を学ぶ。老中阿部正弘に仕え、以後、蕃書調所教授手伝、開成所教授職等を歴任。ドイツのバイエルンとオランダの統計書から西洋の統計学の存在と重要性を認識し、維新後は、明治元年（1868）駿河国に移り徳川家教授方となる。明治3年民部省出仕命じられる（7月～9月）。明治4年太政官正院大主記（政表課）、明治7年同院政表課長、明治14年統計院大書記官、明治43年国勢調査準備委員会委員を務めるなど、日本における官庁統計の創設、普及に貢献した。法学博士。

### 2 日本初の人口調査「駿河国人別調」を実施<sup>3</sup>

杉亨二は、幕末に、統計学について、西欧の文献やオランダ留学した西周と津田真道から見聞した結果、その重要性を認識し、人口調査（国勢調査）の必要性を痛感しました。杉亨二が41歳の時、江戸幕府が崩壊し、蕃書調所（開成所）も閉鎖されました。徳川家は駿河に移封されることになり、杉亨二も徳川家に従って駿河に移住し、徳川家兵学校の教授方となりました。その当時の沼

<sup>1</sup> 【参考資料】「杉亨二自叙伝」

<sup>2</sup> 【参考資料】、【写真】：国立国会図書館HP「近代日本人の肖像」

<sup>3</sup> 【参考資料】総務省統計局HP「統計の黎明とその歴史」

津奉行は、開成所時代に教えた阿部国之助であったため、杉亨二は阿部国之助を介して静岡奉行の中壺伸太郎に会い、領内の実情を知って政治を行うには人別調が必要であると説いて、念願の人口調査「駿河国人別調」を明治2年（1869年）5月に実施しました。「駿河国人別調」は藩の命令で2地域を終えたところで調査中止になりました。しかし、当時静岡藩仕官を命じられていた渋沢栄一の知るところとなりました。渋沢栄一は、明治政府にいた大隈重信からの要請を受け、明治2年10月には大蔵省に入省し、民部省改正掛（当時、民部省と大蔵省は事実上統合されていました）を率いて改革案の企画立案などに携わり、その際、改革のために「駿河国人別調」に取り組んでいた杉亨二を明治政府に推薦しました。

### 3 人口調査を行うために太政官に<sup>3</sup>

明治3年（1870年）になると、杉亨二は明治政府の民部省に出仕を命じられ、再び江戸に出ました。しかし、その職務が旧来の身分を調べる戸籍調査であったため、人口調査を行うには人々を平等に扱う必要があり、そのためには封建的な事柄を取り除く必要があると考えていた杉亨二は、意見が合わずにわずか3か月ほどで辞職して沼津に戻りました。明治4年、今度は太政官から政表（統計）の仕事で出仕を命じられ、江戸に居を移しました。そして、太政官では、ウィーン万博を視察した旧知の赤松則良から「統計学教程」（ハウスホーヘル著）を譲り受け、これによって統計学についての専門的な知識を深めました。太政官正院政表課で杉亨二は、まず、総合統計書（「日本政表」など）の編成に当たりました。

### 4 日本初の大規模人口調査「甲斐国現在人別調」の実施<sup>3</sup>

杉亨二は『現在人別の調査は根本である。國家必要なる事である、・・・』として、全国総人員の現在調査（国勢調査）を構想しました。そして、その具体的な実施方法、調査の問題点、調査経費等の大体の目途を知るため、甲斐国（現在の山梨県）において実際に調査することにしました。この調査は、「甲斐国現在人別調」として明治12年（1879年）12月31日午後12時を期して実施されました。戸籍法に基づく戸口調査が戸籍編成のために戸籍上の人を点検調査したのと異なり、この調査は、実際に住んでいる人を調査したもので、地域こそ甲斐国に限られましたが、我が国における国勢調査実施のための大切な試験調査となりました。

### 5 「駿河国人別調」及び「甲斐国現在人別調」の経験に裏付けられた国勢調査準備委員会における発言

冒頭で紹介した国勢調査準備委員会における杉亨二の「国民の総数を重複なく遺漏なく確実に調査するはスタチスチック家の極めて困難とするところの事業にして心身を勞すること甚だ多し」の意見は、「駿河国人別調」及び「甲斐国現在人別調」の経験に裏付けられた発言であると考えられます。

### 6 おわりに

本稿で紹介した国勢調査準備委員会における杉亨二の意見は、現代の国勢調査にも通じる基本であり、国勢調査に基づく統計の信頼性は、定められた方法によるフィールドワークを担う国勢調査員等関係者の地道な努力によって支えられているということ、虚心坦懐、肝に銘じなければならぬと再認識しました。

令和2年（2020年）に実施する第21回国勢調査は、令和元年10月には調査区設定が実施され、いよいよ本格的に始動します。国勢調査の調査区設定は、人口を重複なく遺漏なく確実に調査するためのベースとなるものです。